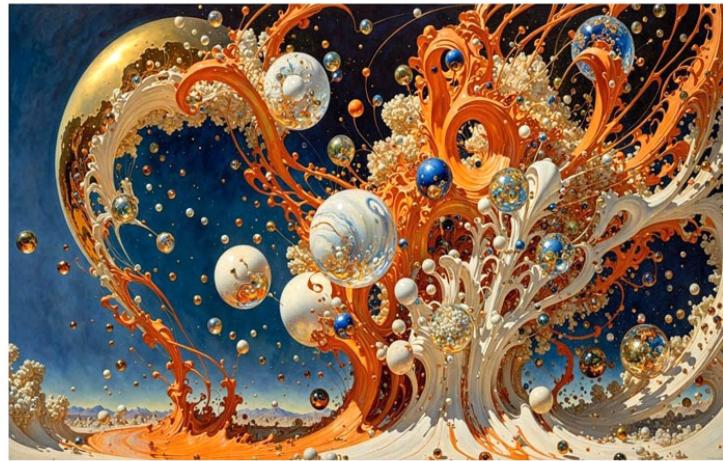


生成AI画像著作権認定事件の法的検討レポート



図：本件で問題となった生成AI画像の例（提供：千葉県警）。オレンジ色の渦巻状オブジェクトと多数の球体が浮遊する幻想的な構図の画像で、Stable Diffusionにより生成されたものとされる。

はじめに：千葉県警による生成AI画像への著作権認定事件とは

2025年11月、日本で初めて生成AIで作成された画像に著作権が認められたとする著作権法違反事件が報じられました^①。千葉県警は、他人がStable Diffusionという生成AIツールで制作しSNSに投稿していた画像を無断でダウンロードし、自身の電子書籍の表紙に利用した神奈川県在住の27歳男性を、著作権法違反（複製権侵害）の疑いで書類送検しました^{② ③}。千葉県警はこの画像について、生成過程における人間の具体的な指示や試行の積み重ねがあったため「著作物」に当たると判断し、起訴を求める厳重処分意見を付したとされています^④。本レポートでは、本件AI画像に著作権が認められた理由とその法的根拠、事件で使用されたAIツールや生成手法における創作性評価のポイント、本件判断が今後のAI画像制作・流通・著作権実務に与える影響、そしてこれまでの日本および海外における生成AIと著作権をめぐる議論・判例との比較について、専門家の見解や法的解説を踏まえて詳述します。

生成AI画像に著作権が認められた理由と法的根拠

本件では、生成AIにより作成された画像にも著作権法上の保護が及ぶと警察が判断した点が最大の特徴です^⑤。日本の著作権法における「著作物」の定義は、「思想又は感情を創作的に表現したもの」（著作権法2条1項1号）です^⑥。つまり、人間の創作的な関与によって表現された産物であれば著作物となり得ます。日本法はAI生成物だからといって特別な規定を設けているわけではなく、この基本ルールに則って判断されます^⑦。文化庁も2024年に「AIと著作権に関する考え方」を公表し、生成AIの出力が著作物になるか否かは「人の思想または感情の創作的表現」に当たるかどうか、すなわち人間の創作的寄与の有無で判断するとの見解を示しました^⑧。その際、プロンプト（AIへの指示文）の内容・量や生成・修正の試行回数などの要素を総合的に考慮するとされています^⑨。

本件画像について千葉県警は、被害者である制作者が生成AIに対して「具体的な指示や入力を繰り返して制作した」ことを重視し、これは人間の創作性が反映された結果であると判断しました¹⁰。単にAIに一度指示を出して得られた画像ではなく、人間による試行錯誤の過程があった点が評価されたのです⁶。すなわち、最終的な画像に至るまで人間が創意工夫を凝らし意図を反映させている場合、その画像には人間の思想・感情の表現が認められるため、著作権法上の保護対象（著作物）になるという法的根拠に基づいています¹¹。このような判断は、日本国内でこれまで議論されてきた基準（後述）にも沿うものであり、警察が具体的な事案で著作物性を認定した初めてのケースとなりました¹。もっとも、本件はあくまで捜査機関の判断段階であり、最終的な法的結論は今後の検察・司法判断に委ねられます¹²。

AIツールと生成プロセスにおける「創作性」の評価ポイント

本件で使用されたAIツールは画像生成AIのStable Diffusionであり、被害者はこのツールを創作のための「道具」として用いていました¹³。重要なのは、その使用方法が単なる一回の指示・自動生成ではなく、人間が明確な創作意図を持ってAI出力をコントロールし、試行錯誤を重ねて最終的な表現に到達した点です¹⁴。文化庁の考え方でも指摘されるように、例えば「猫の絵を描いて」といった極めて短い指示を数回入れてAIまかせで得た画像では、人間の創作性が反映された著作物とは認めにくいとされます¹¹。これに対し、本件のように長文かつ具体的なプロンプトを多回投入し、得られた結果に応じて細かな修正指示を繰り返すプロセスは、完成図のイメージを人間が思い描きそれを実現するため創作的関与を積み重ねたものと評価できます¹⁵¹⁶。実際、被害者の男性は「プロンプトを2万回以上入力し、指示と修正を繰り返した」と説明しており、その途方もない試行回数自体が人間による独創的な努力の裏付けとなりました¹⁷。千葉県警もまさにその点（詳細な指示の反復による生成過程）を著作物性の根拠として重視しています⁴。

要するに、AIによる自動生成部分があっても、その結果の方向性や細部に人間の判断・意図が強く反映されれば創作性が認められるということです¹⁸。さらに、生成画像に対して人間が後から加筆修正（レタッチ等）を行った場合は、その加筆修正部分についても創作的表現といえる限り著作物性が認められます¹⁹。本件では、被疑者（無断使用者）が画像に一部加工を施していたとの情報もありますが³、それによって元画像の創作性が失われるものではありません。人間による創作的寄与がどこまで認められるかはケースバイケースですが、本件ではAIツール上の詳細なプロンプト設計と結果確認・修正という一連の創作工程が、人手による表現行為と評価されるに足ると判断されたわけです。これはAIを用いた制作プロセスでも「人間が主導する創作」として法的保護が及び得ることを示すものと言えます。

本件判断が今後のAI画像制作・流通・著作権実務に与える影響

今回の千葉県警の判断は、生成AIを用いた作品にも条件次第で著作権が成立し得ることを具体的に示しました²⁰。これは今後、AI画像の扱いについてクリエイター・プラットフォーム・利用者それぞれに重要な影響を及ぼすと考えられます。

まずクリエイター側への影響として、自ら生成AIを使って作品を創作する人々は、十分な人間の創作的寄与を行えば自分の作品として保護される可能性が高いことが裏付けられました。逆に言えば、クリエイターは自分のAI生成作品に著作権を主張したい場合、どのような工夫を凝らしたか（長文プロンプトや緻密なパラメータ設定、繰り返しの調整等）を記録・立証できるようにしておく必要があるでしょう²¹。実務的には、生成時のログ（入力したプロンプトの履歴や試行錯誤の過程）や使用ツール・日時の記録などが著作物性を主張する証拠となり得ます²¹。今回のケースが明らかにしたように、単なるワンクリックではなくクリエイターの創意工夫と労力が注がれたAI作品は、法的にも従来の人間制作物と同様に扱われるのです。これにより、生成AIを用いた創作にも正当な対価や権利保護を求める動きが今後強まる可能性があります。

一方、プラットフォーム運営者やコンテンツ流通業界への影響も無視できません。これまでAI生成画像は「作者不詳で権利主張されにくい」と見做され、二次利用のリスクが軽視される向きもありました。しかし本件以降は、生成AI画像であっても権利侵害の申立てがあり得ることを前提に、プラットフォーム側も対応を検討すべきでしょう。具体的には、画像投稿サイトやSNSでのAI画像の共有について利用規約で明確に定めた

り、権利者からの削除要請に応じる体制を整えたりといった措置が考えられます。特に商用利用の場面では、AI画像であっても他人のコンテンツを無断使用すれば通常の著作物同様に法的責任を問われ得るため、プラットフォームも利用者に対する注意喚起を強化する必要があるでしょう。

利用者・消費者側への影響として強調すべきは、「AIで作られたものだから著作権はないはず」という安易な思い込みが通用しなくなったことです²²。実際、本件は「AI生成物でも人間の創造性が認められれば立派な著作物となる」ことを明確に示しました²³。そのため、他人がAIで作成した画像や文章であっても、無断で使用すれば著作権侵害（場合によっては刑事上の罰則対象）となり得る時代に突入したと言えます²⁴。特に、営利目的で他人のAI生成画像を利用することは本件のように悪質性が高いと判断され、刑事摘発に至るリスクがあります²⁵。たとえ非営利でも、権利者から訴えられれば損害賠償等を請求される可能性があります。したがって、一般的の利用者も生成AIによるコンテンツであっても著作権法上の扱いは他の創作物と同様であるとの認識を持ち、安易な二次利用や転載は避けるべきでしょう。「AIだから大丈夫」という考え方で他人の生成物を使うことがいかにリスクであるかを、本件は社会に可視化する出来事となりました²⁶。

以上のように、本件の判断は生成AI時代における**権利意識と実務対応の転換点**となる可能性があります。クリエイターは創作過程の重要性を再認識し、プラットフォームはAIコンテンツへの対応策を講じ、利用者はAIコンテンツ利用のリテラシーを高めることが求められるでしょう。同時に、本件を契機に「AIと著作権」の在り方について法整備を求める声も一段と強まる予想されます²⁷。実際、ネット上では「司法がAI画像を著作物と認めた」「法整備が急務だ」といった反応や、AI同人界隈で影響の大きさを指摘する議論も生じています²⁸。もっとも現時点では、既存の著作権法の枠組みの中で実務対応していくほかなく、本件判断はその具体的指針の一つとなるでしょう。

国内外の生成AIと著作権をめぐる議論・判例との比較

日本国内では、これまで生成AI産物の著作権性について学術的・政策的な議論が重ねられてきましたが、明確な司法判断は存在しませんでした。本件以前は主にガイドラインや有識者の見解として、「AIの出力物でも人間の創作的関与があれば著作物となり得るが、関与が乏しければ著作物とは認められない」という整理がなされていました⁹¹¹。2024年の文化審議会報告「AIと著作権に関する考え方について」もそのような基準を示しており、今回の千葉県警の判断はまさにその延長線上にあります⁸¹⁴。もっとも、繰り返しになりますが日本で公式に判例が確立したわけではなく、本件が起訴され裁判となれば**国内初のAI生成画像の著作物性に関する司法判断が示される可能性**があります¹²。その結果次第では、今後の実務運用のみならず法改正論議にも大きな影響を及ぼすでしょう。

海外に目を向けると、国によって生成AIと著作権に対するスタンスは大きく異なっています。著作者に人間性を強く要求する代表例がアメリカです。米国では「著作権保護の前提として人間による創作であること」が厳格に求められており、人間以外（AIや動物など）が制作した作品には著作権が認められないとの原則が確立しています²⁹。実際、米国著作権局は2023年、AI画像生成ソフトMidjourneyで作成されたコミック作品『Zarya of the Dawn』について、AIが自律的に生成した部分の画像は著作権登録を認めないと判断を示しました³⁰。さらに2025年3月、AIシステム「DABUS」が自動生成した美術作品に著作権を認めるよう求めた裁判で、米連邦控訴裁判所は「人間による創作がない作品には米国法上著作権は認められない」と明確に判断しています²⁹。他方で米国著作権局は補足的に、AIの助力を受けていても人間の創作部分が十分認められれば保護対象になり得ると述べています³¹。例えば、AIが出力した複数の候補から人間が独創的に選択・配列したり、AI生成物に人手で大幅な修正を加えたりした場合には、その人間が創作した部分について著作権を認める余地があるという整理です³¹。このように米国では、「どの部分に人間のクリエイティビティが存在するか」を厳密に見極め、純粋なAI産物には権利を与えない立場を取っています。これは本件で日本が示したアプローチ（人の関与次第でAI産物も保護）と表面的には似ていますが、米国の方がより一貫して人間性を強調している点が特徴です。

これに対し、中国では比較的最近になってAI生成物に著作権保護を与えた判決が相次いでおり、その基準は日本の今回のケースに近いものがあります。2023年11月、北京インターネット法院はStable Diffusionを用い

て生成された画像の無断利用訴訟において、プロンプト設計などに相当の知的労力が払われていたことを重視し、その画像に著作物としての保護を認めました³²。さらに2025年3月には、中国江蘇省の常熟人民法院が、Midjourneyで生成されたハート形風船の画像について著作権保護を肯定する判決を出しています³³。このケースでは、ユーザーの林氏がプロンプトを細かく調整し、画像編集ソフトで細部を洗練させており、そこに「独自の選択と配置」（独創的な構成）が現れていると評価されました³³。被告企業に対しては公開謝罪と1万人民元の賠償が命じられています³³。この判決は、中国本土でAI生成コンテンツの著作権保護を認めた2例目となったとのことです³²。つまり中国では、人間の知的関与（プロンプトの工夫や試行錯誤、さらには後編集）を創作性として評価し、AI生成物にも著作権を認める方向が既に司法判断として示されているのです。日本の今回の検査方針も、ある意味ではこれら中国の判決に近い考え方を一步進めて具体化したものと解釈できます³⁴。

イギリスのアプローチはまた独特です。英国著作権法（Copyright, Designs and Patents Act 1988）では、「コンピュータが生成した著作物（Computer Generated Works）」について人間の作者が存在しない場合でも著作権を認める旨の規定があります³⁵。この場合、著作物の創作に必要な取り決めを行った者が著作者とみなされ、その保護期間は発生から50年と、人間の著作物（一般に死後70年）より短く定められています³⁶。つまり英国は、AIなど人間以外による創作物についても限定的ながら法的保護を与える法制度上の枠組みを持っています。この規定は1980年代から存在するもので、生成AI時代の現在においてその解釈が議論されています³⁷。近年、英国政府はAI創作物保護の是非を検討しましたが（2021～22年の専門家会議等³⁷）、現時点での大きな法改正には至っておらず、従来の規定が維持されています。英国のように法で包括的にAI生成物を保護する例は世界的にも少数派であり、多くの国は日本や米国同様「人間の創作性があるか否か」で個別判断する立場か、明確なルール策定を模索している段階です³⁸。

このように、生成AIと著作権をめぐる各国の立場は様々です。日本は現行法の枠内で、今回のように個別事案ごとに人間の関与度合いを評価していく姿勢ですが⁹、米国は原則として機械的創作物を排除しつつ例外的に人間部分を保護、中国は人間の知的寄与を積極的に認定して保護、英国は法律上AI創作物にも一定の保護を及ぼす道を残す、といった違いが見られます。それぞれのアプローチには、創作者の権利保護と技術革新促進とのバランスに関する社会的選択が反映されています。国際的にもWIPO（世界知的所有権機関）を中心として議論が進められていますが、統一的なルールはまだ確立していません。まさに今、各国が試行錯誤しながらAI時代の著作権の在り方を模索している状況と言えるでしょう。

おわりに：今後の展望と課題

本件「生成AI画像の著作権認定」事件は、日本におけるAIと著作権の問題に一石を投じる画期的な出来事でした。警察段階とはいっても、公的機関が具体的なAI生成物の著作物性を肯定し、権利侵害に刑法規を適用したことは、今後の創作実務やコンテンツ流通のルール形成に大きな影響を与えるでしょう。クリエイターはAIを活用した創作でも手を抜かず創作性を發揮すれば正当に保護される可能性を示され、利用者は他人のAI作品であっても慎重に扱わねばならない教訓を得ました。また、本件はAI時代における著作権法の解釈運用の方向性を具体的に示した点で評価できます。文化庁のガイドラインで示された抽象論が、現実の事案でどう適用されるかが示されたことで、今後の実務の指針が一つ明確になったと言えます。

しかしながら、残る課題もあります。第一に、本件の最終的な司法判断の行方です。もし裁判で本件画像の著作物性が正式に認められれば、日本初の判例として重みを持ち、以後の基準となるでしょう¹²。逆に認められなかった場合、警察判断との不一致が生じ、実務には混乱も考えられます。第二に、急速に進化するAI技術への法制度の追従です。生成AIは今後も品質向上し、人間の関与がますます容易になる可能性があります。ごく短いプロンプトでも高度な作品が得られる時代に、創作性の有無をどう判断するかという新たな課題も浮上するでしょう。現行法の枠内で対応しきれない場合には、立法措置による明確化も検討課題となるかもしれません²⁷。第三に、国際的な調和です。インターネット上では国境を越えてコンテンツが流通するため、各国で基準が異なると権利保護やビジネスに支障が出る恐れがあります。国際標準の議論にも日本は積極的に関与していく必要があるでしょう。

総じて、今回の事件は「AIが創る時代」における創作と権利のボーダーラインを考える上で象徴的なケースとなりました。AIという強力な創作支援ツールが普及する中で、人間の創意工夫がどのように評価され、法がそれをどう保護するのか——その具体像が少しずつ見え始めたと言えます。クリエイター・ユーザー・プラットフォーム・法執行機関それぞれが、本件を一つの教訓として受け止め、健全で創造的なAI時代のコンテンツ流通の在り方を模索していくことが望されます。今後の動向次第では、著作権実務のみならず法制制度自体のアップデートもあり得るでしょうが、根底にある原則は変わりません。それは、「創作は人間の営みであり、人間が創造性を発揮している限り法はそれを守る」という著作権法の基本理念です⁶。AIという新たな筆を握りつつも、その筆を動かす人間の創造力こそが引き続き中心に据えられる——本件はそのことを改めて示したと言えるでしょう。

参考資料：本レポートでは、千葉日報【1】や毎日新聞【3】等の報道に加え、文化庁の公表資料【69】、専門家による解説記事【16】【18】、海外の関連判例報道【7】などを参照し、内容を検討しました。

- 1 4 生成AI画像複製疑い 神奈川の男性書類送検（共同通信） | 熊本日日新聞社
<https://kumanichi.com/articles/1927176>

2 7 9 11 12 18 20 26 29 30 31 32 33 34 Stable Diffusionで生成した画像を他人が無断で使用し
「著作権法違反」の疑いで書類送検 - 日本初の摘発
<https://innovatopia.jp/ai/ai-news/72132/>

3 5 17 22 23 24 25 27 28 【緊急AIニュース】ついに来た…生成AI画像“初の刑事摘発” | リハロジPT |
AI × リハビリ
https://note.com/rehab_logica/n/n74e75faaeeec4

6 8 10 13 14 15 16 19 21 AI生成画像の無断複製で初の摘発事例 | 著作権侵害の成立要件と法的措置を弁護士が解説 | 高田
<https://www.takata-lawoffice.com/>
ai%E7%94%9F%E6%88%90%E7%94%BB%E5%83%8F%E3%81%AE%E7%84%A1%E6%96%AD%E8%A4%87%E8%A3%BD%E3%81%A7%E5%88%90

35 [PDF] AIと著作権に関する諸外国調査（調査結果概要）
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/94035501_03.pdf

36 AIによって生成されたコンテンツの所有権および生成AIアプリケーションの利用規約
<https://www.marks-clerk.com/ja/%E3%81%8A%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%9B/%E6%9C%80%E6%96%B0%E6%83%85%E5%A0%B1/102k3>
ai%E3%81%AB%E3%82%88%E3%81%A3%E3%81%A6%E7%94%9F%E6%88%90%E3%81%95%E3%82%8C%E3%81%9F%E3%82%B3%E3%83%B3

37 AIが生成した「作品」は誰のものか？一握りのAI開発企業が
https://www.newsweekjapan.jp/stories/technology/2023/06/post-101961_1.php

38 生成AIの時代における組織の知的財産保護 | Weights & Biases Japan
https://note.com/wandb_jp/n/n838d66dc965e